

世田谷区障害者活躍支援員募集要領

1 主な職務内容等

募集人数	主な職務内容
若干名	・ 障害者雇用に関すること。 ・ 障害者チャレンジ雇用に関すること。 ・ 障害のある職員に対する助言及び支援に関すること。 ※障害のある職員が行う業務の支援や助言、作業ツールの作成、スケジュールの組立て、調整等の障害のある職員が働きやすい職場づくりを行う業務です。 ※対象となる障害者は、身体障害者、精神障害者、知的障害者です。

2 応募資格 次の要件をいずれも満たす方

- (1) 自治体、企業、社会福祉法人等で障害者の相談や支援・援助業務の経験がある方又は同等以上の能力を有する方
 - (2) 職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる方
 - (3) 職務に意欲のある方
- ※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方（裏面参照）は応募できません。

3 申込期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月16日（火）まで

4 申込方法 次のとおり申込書等を提出してください。

申込みに必要な書類		(1) 世田谷区障害者活躍支援員採用選考申込書兼履歴書 (2) 作文 ※作文は、別紙課題作文用紙に自筆又は入力すること。 (3) 世田谷区における勤務経歴等確認票
提出方法	郵送	令和7年9月1日（月）から令和7年9月16日（火）まで【必着】 ※封筒に朱書きで「採用選考申込（障害者活躍支援員）」と明記してください。
	持参	令和7年9月1日（月）から令和7年9月16日（火）までのうち月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
	インターネット	令和7年9月1日（月）から令和7年9月16日（火）（午後5時まで受信有効） ※期間中に正常に受信したものを有効とし、採用選考の申込みを完了した旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず人事課人事係へお問い合わせください。 ※ 申込み時に作文及び顔写真の電子ファイルを添付しなかった場合は、必ず①郵便にて別送または、②窓口まで持参してください（①は9月16日（火）必着、②は9月16日（火）午後5時まで）。別送の場合は写真の裏面に氏名、到達番号（申込み受付後に送信されるメールに記載）を忘れずにご記入ください。
提出先		〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区 総務部 人事課 人事係（世田谷区役所東棟5階501番窓口）

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

- 5 勤務場所** 世田谷区内全域の各所（区役所・総合支所等）
※任用期間の途中又は再度任用時に、勤務場所が変更となる場合があります。
※実際の勤務場所は辞令交付式にてお伝えします。

6 勤務条件

- (1) 任用期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
※勤務実績等を考慮し、能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。
- (2) 勤務日数 月16日
- (3) 勤務時間 1日7時間 午前9時から午後5時まで（うち休憩時間1時間あり）
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。
- (4) 報酬 報酬月額 196,954円（令和7年度現在。地域手当相当分含む。）
※一定の要件を満たした場合は、期末・勤勉手当の支給があります。
※交通費別途支給（月額上限55,000円）
- (5) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (6) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (7) 休日 原則として、土曜日・日曜日・祝日
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) その他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。 ②勤務場所は、原則として敷地内禁煙です。

7 選考方法

- (1) 第1次選考 書類選考（第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。
令和7年10月8日（水）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。）
- (2) 第2次選考 面接（令和7年10月15日（水）予定。詳細については第一次選考合格者に通知します。）

- 8 身分** 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

9 参考

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【問い合わせ先】 世田谷区総務部人事課人事係

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2104（直通）FAX：03-5432-3009